平成28年 第2回

とかち広域消防事務組合議会(臨時会)

会 議 録

平成28年5月16日 開会 平成28年5月16日 閉会

とかち広域消防事務組合議会

義事	日程	Ē	
第	1		会議録署名議員の指名について
第	2		議席の指定について
第	3		会期の決定について
第	4	報告第1号	専決処分の報告について(平成27年度南十勝消防事
			務組合一般会計補正予算(第7号))
第	5	議案第11号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村総
			合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び北
			海道市町村総合事務組合規約の変更について)
		議案第12号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村総
			合事務組合規約の変更について)
		議案第13号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村総
			合事務組合規約の変更について)
		議案第14号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村総
			合事務組合規約の変更について)
		議案第15号	専決処分の報告並びに承認について(北海道町村議会
			議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数
			の増減及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規
			約の変更について)
		議案第16号	専決処分の報告並びに承認について(北海道町村議会
			議員公務災害補償等組合規約の変更について)
		議案第17号	専決処分の報告並びに承認について(北海道町村議会
			議員公務災害補償等組合規約の変更について)
		議案第18号	専決処分の報告並びに承認について(北海道町村議会
			議員公務災害補償等組合規約の変更について)
		議案第19号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村職
			員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及
			び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について)
		議案第20号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村職
			員退職手当組合規約の変更について)
		議案第21号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村職
			員退職手当組合規約の変更について)
		議案第22号	専決処分の報告並びに承認について(北海道市町村職
			員退職手当組合規約の変更について)
第	6	議案第23号	財産取得について(高規格救急自動車)
		議案第24号	財産取得について(水槽付消防ポンプ自動車)
		議案第25号	財産取得について(水槽付消防ポンプ自動車)
		議案第26号	財産取得について(災害対応特殊化学消防ポンプ自動
			車)
		議案第27号	財産取得について (小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型)

第7 議案第28号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に

ついて

議案第30号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員(36名)

1番 守屋いつ子議員. 2番 山本 忠淑議員. 3番 小野 信次議員.

4番 加納 三司議員. 5番 杉山 幸昭議員. 6番 埴渕 賢治議員.

7番 菊地 康雄議員. 8番 西山 輝和議員. 9番 加来 良明議員.

10番 柴田 正博議員. 11番 広瀬 重雄議員. 12番 髙橋 和雄議員.

13番 松橋 昌和議員. 14番 鈴木 千秋議員. 15番 堀田 成郎議員.

16番 渡辺富久馬議員. 17番 中橋 友子議員. 18番 千葉 幹雄議員.

19番 芳滝 仁議員.20番 永田 憲議員.21番 田井 秀吉議員.

22番 藤田 博規議員. 23番 林 武議員. 24番 方川 一郎議員.

25番 井脇 昌美議員. 26番 吉田 敏男議員. 27番 宮川 寛議員.

28番 田村 寛邦議員. 29番 岡坂 忠志議員. 30番 大林 愛慶議員.

31番 清水 隆吉議員. 32番 鈴木 正孝議員. 33番 藤澤 昌隆議員.

3 4番 西本 嘉伸議員. 3 5番 大塚 徹議員. 3 7番 稲葉 典昭議員.

38番 小森 唯永議員.

欠席議員(1名)

36番 富井 司郎議員.

出席説明員

組合長 米沢 則寿

副組合長 吉田 弘志. 髙薄 渡. 宮西 義憲. 田村 光義. 西山 猛. 村瀨 優. 飯田 晴義. 勝井 勝丸. 宮口 孝. 髙橋 正夫. 野尻 秀隆. 水澤 一廣. 田中 敬二.

代表監查委員 西田 譲.

事務局長 小田原秀幸.事務局次長 大石 健二.消防局次長 編田 浩也.事務局主幹 長谷川耕三.消防課長 広川 浩嗣.救急救助課長 田中 弘樹.情報指令課長 山本 学.予防課長 小野 修一.事務局副主幹 山田 典崇.会計管理者 千葉 仁.

監査委員事務局長 柴田 裕. 監査委員事務局主幹 菊地 淳.

議会事務局

 事務局長
 林
 伸英. 書
 記
 山名
 克之. 書
 記
 佐藤
 克己.

 書
 記
 田中
 彰. 書
 記
 西端
 大輔. 書
 記
 土田
 真也.

書 記 小原 啓佑.書 記 高橋 均.

○ 小森 唯永 議長

ただいまから、平成28年第2回とかち広域消防事務 組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

ここで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

この度、新たに選出されました議員にかかわる仮議 席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に事務局長に本日の議事日程などについて報告をさせます。

○ 林 伸英 議会事務局長

報告いたします。

本日の出席議員は、37人であります。

欠席の届出は、36番富井司郎議員から、ございま した。

次に、今期臨時会につきましては、組合長から、去る5月9日付けをもって、招集告示した旨の通知がありましたので、ただちに各議員あて通知いたしております。

また、同日付けをもって、組合長及び監査委員に対して、説明員の出席要求をいたしております。

次に、議案の配付について申し上げます。

今期臨時会に付議事件として受理しております専決処分の報告並びに承認についてほか20件につきましては、5月9日付けをもって、各議員あて送付いたしております。

最後に、本日の議事日程でありますが、お手元に配付の議事日程表第1号により、ご了承いただきたいと思います。

報告は以上であります。

○ 小森 唯永 議長 日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番杉山幸昭議員及び8番西山 輝和議員を指名いたします。

○ 小森 唯永 議長 日程第2

議席の指定を行います。

本件は、組合規約第5条及び第6条の規定により新たに選出されました議員にかかわるものであります。

議員の議席は、議長においてただいまご着席のとおり、指定いたします。

○ 小森 唯永 議長 日程第3

会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと 思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○ 小森 唯永 議長 日程第4

報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。 米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 報告第1号専決処分の報告について、ご説明いたします。

本年3月31日限りで、解散いたしました南十勝消防事務組合において、更別村職員給与条例の改正に伴い、同条例を準用する更別支署の人件費の影響額を補正するため、地方自治法第180条第1項の規定により本年3月11日付けで、専決処分をしたものであります。

この専決処分につきましては、事務を承継した当組 合において、所定の手続きが必要となりますことから、 当組合議会に対し、報告するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○ 小森 唯永 議長 これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。

○ 小森 唯永 議長 以上で、報告第1号を終わります。

○ 小森 唯永 議長 日程第5

議案第11号、専決処分の報告並びに承認について ほか11件を一括して議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。 米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第11号から議案第22号までの各案件につき まして、一括してご説明いたします。

これらの案件につきましては、本年3月31日限りで解散いたしました北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合において、各消防組合が構成団体となっておりました北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村職員退職手当組合の規約を変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月25日付けで専決処分したものであります。

この専決処分につきましては、事務を承継した当組合において、所定の手続きが必要となりますことから、 当組合議会に対し、報告するものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○ 小森 唯永 議長 これから、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。 これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。

これから、議案第11号から議案第22号までの1 2件について一括して採決を行います。

おはかりいたします。

議案第11号ほか11件については、いずれもこれ を承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第11号ほか11 件は、いずれも承認されました。

○ 小森 唯永 議長 日程第6

議案第23号、財産取得についてほか4件を一括して議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。 米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第23号から議案第27号までの各案件につき まして、一括してご説明いたします。

> これらの案件につきましては、消防署の車両更新に 伴う財産取得に関するものであります。

帯広消防署に配置する高規格救急自動車を金額3,423万6,000円で、同じく帯広消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車を金額5,184万円、大樹消防署に配置する水槽付消防ポンプ自動車を金額7,862万4,000円、音更消防署に配置する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を金額6,192万1,330円、清水消防署に配置する小型動力ポンプ付水槽車Ⅱ型を金額4,792万2,000円で、それぞ

れ、株式会社北海道モリタから取得するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしま す。

小森 唯永 議長 これから、一括して質疑を行います。37番稲葉議員。

○ 37番 稲葉 典昭議員

まずもって、今日は16日でございますが、熊本地 震の本震からちょうど1ヶ月目となります。

昨日現在の被害状況を見ますと、亡くなった方49名、不明が1名、関連死19名、避難者10,434人、住宅の被害84,817棟と、今なお非常に厳しい状況が続いていると報道されております。

被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。 また、災害時の常備消防に対する住民の関心と期待 もですね、今、非常に高くなってきております。

財産取得でございますが、提案があったように高規格救急自動車、水槽付消防ポンプ自動車など5台の消防車両についての取得の提案がなされました。

3千万円以上の物品購入について議決を経る。

取得の方法は、指名競争入札ということでございま す。

帯広市では指名競争入札については、帯広市契約規則第20条で指名の基準を定めるとされ、指名競争入札の厳正かつ公正な執行をはかることを目的に帯広市物品購入等指名競争入札参加者指名基準が定められております。

その基準に基づいて指名先の選定を行い、指名委員 会が指名するという段取りになっております。

財産取得は帯広市の条例を準用しているわけでございますが、何点かお聞きをしたいと思います。

1つは、指名委員会の構成はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

2点目ですが、この指名競争入札に参加した業者数 は何者なのか。

3点目ですが、物品の仕様、提案された中に型式だ

とか、いろいろありますが、この仕様に車種が無いわけですが、これは何故なのか。

4点目ですが、落札の金額が報告されたわけですが、 これは最低価格の入札者を契約者としたのかどうなのか。

この4点についてまずはお聞きしたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 長谷川耕三消防局総務課長。

○ 長谷川耕三 総務課長

はい、まず、今回の物品購入に関しまして、指名競争委員会の構成ということでお話させていただきます。 今回の契約事務につきましては、本年3月制定いた しましたとかち広域消防事務組合契約規則に基づきま して行っております。

今般、各消防署において執行しました消防車両、救 急車両等の購入に係る入札事務に関しましては、この 規則に準用する帯広市契約規則に基づき、3者以上に よる指名競争入札を行ったものでございます。

仕様書に対応できる専門性かつ技術的適性があること、過去の納入実績などから、各消防署の判断によりまして対応できる業者を選定した結果、各消防署とも3者の指名になったものでございます。

それと仕様書に車種の指定が出来ないかというところでございますが、消防車というのは特殊なものでございます。

それで、仕様書において特定の車両メーカーを指定することは、例えば特定の車両メーカーとの繋がりですとか、艤装業者に有利に働くですとか、そのようなことで購入価格が高騰することも考えられます。

消防といたしましては、規格や基準に適合していることや艤装などの必要条件の仕様として、その中で業者間の競争を求めることが公平で透明性が確保されるということで入札を行ってございます。

それと最低価格のお話でございますが、入札を行いまして、その中で北海道モリタが、入札額が一番低かったということで、それぞれ落札してございます。

以上であります。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉議員。

○ 37番 稲葉 典昭議員

だいたいわかりました。

指名競争入札の参加業者数は3者ということです。 落札は全て北海道モリタとのことでございました。

この結果の公平性を担保するためにも指名基準と業 者選定のプロセス、これを明解にするということが極 めて重要だろうと思っています。

まあ、先ほども申し上げましたが、帯広市では平成 24年から指名競争入札の厳正かつ公正な執行をはか るため指名委員会を設置しているわけであります。

とかち広域消防事務組合においても議決を経る財産 取得については、指名委員会を設置して、より厳正か つ公正な執行をはかるべきではと思うわけですが、こ の辺の見解についても是非お聞きしたいという風に思 います。

それから、消防車両の運用には、装備の仕様と同時 に、それを搭載する車両の能力も重要だという風に思 っております。

今年の2月ですか、日産自動車はエンジンがかからなくなる恐れがあるとして、救急車に使われている車両であるパラメディック、帯広でも広域消防でも使っているわけですが、1,946台のリコールを発表いたしました。

帯広消防署は、予備車を含めて6台あるわけですが、 そのうち4台が日産のパラメディック、広域消防全体 では、15台程度ですか、あるのは、そういう数を所 有しているわけですね。

このリコールのきっかけとなったのは、札幌消防局の救急車が発進できず、25分現着が遅れたと、搬送された男性は病院で亡くなったと、そういうことがきっかけになったと報道されております。

日産の救急車は、2001年以降11回のリコール、 トヨタも救急車両を持っているわけですが4回で、3 倍近くにのぼるという報道指摘もされております。

リコール自体がイコール欠陥車という風には、当然

私も考えてはおりません。

しかし、こういった事態を考えたときに特定の車種に偏ることなく配置すること、このことも運用上必要ではないかなという風に思うわけですが、見解をお聞きしたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 大石健二消防局次長。

○ 大石 健二 消防局次長

指名委員会の基準の考え方というようなご質問でございますけども、これまで各消防署の車両の購入につきましては、自賄い方式という部分もございまして、各町村ですとか、市の考え方をもとに契約規則、財務規則で定められております指名の考え方をもとにやってきたという状況もございまして、今回については指名委員会等の設置はしてきていない状況なのですけども、当面、消防車両の購入につきましても各町村の自賄いを継承するということで、100パーセント車両の価格については、各自治体が負担をしていくという考えもございますことから、これらの取扱いについても各町村の取扱いを聞きながら組合として検討をさせていただきたいという風に考えてございます。

また、日産のリコールという部分でご質問がございました。

十勝管内に配備されている全ての消防車については、 もう既に修理を完了しているという状況でございまし て、議員がおっしゃられますとおり、今回のリコール につきましては、配線が腐食してエンジンが始動しな かったというようなことで、住民の命や財産を守る消 防でありますことから、こういうことはあってはなら ないと考えてございますけれども、発注段階ですとか 検収の時点で、こういったことを見抜くことはなかな か難しい状況となってございます。

そういったことから、仕様書において車種をという 部分のお話もございますけれども、先ほど課長の方か らも答弁させていただきましたけれども、やはり業者 間の競争、透明性こういった部分を求めるという部分 においては、特定の考え方、仕様を定めた中で、そう いった競争を働かせる。

そういった形で行っていきたいと考えております。 以上でございます。

○ 小森 唯永 議長 37番稲葉議員。

○ 37番 稲葉 典昭議員

1つは、指名委員会ですね。

今、ご答弁もございましたけれど、自賄いということで、これまでどおり各町村から選定を受けて、そういった流れでやってきているということもありました。 例えば、今回3千万円以上の物品購入について議決

例えば、今回3千万円以上の物品購入について議決を経ると、これもいくら以上というのは、各町村によって違うわけなのですよね。

しかし、今回は広域消防にあたって3千万円という 帯広市の条例を準用するという形で、どこかで一本化 していくということが求められていくわけですよね。

先ほども申し上げたように指名競争入札の中で公正性、透明性をどう担保するのかということになると、 やはり一定の仕組みが必要であろうという風に思って おります。

確かに専門的な職場でもございますし、車両等については専門的な要素もある。

しかし、それだけでは公正性、透明性の担保にはならないわけなのですね。

帯広市も以前は、原課が指名については権限を持っていたわけですが、平成24年から指名委員会の設置をする。

何故、設置をするようになったかというと、今、申 し上げたように透明性、公正性をより厳格にするとい うことから、こういった委員会の中で選定をしていく という段取りを踏んで指名を行うわけなのです。

そういったことを考えますと、始まったばかりですけども、今後の入札についてはですね、どういう方法がもっとも適切なのかということも、是非考えていただきたいということは申し上げておきますし、その辺の考え方も、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

それから、消防車両の問題でございます。

1つはですね、このリコールについては、修理は完了しているということで、随時ですね、問題が起こってから予備車を配置して1台ずつ修理をしていくという、そういうことでおそらくやったのだろうと思います。

しかし、予備車というのは、車検のときの代用であったり、1台しかないわけですから、このリコールの度合いが、緊急性がある場合には当然間に合わないということは起きてきますし、何よりも救急車両であってもポンプ車両であってもですね、特殊車両ですから、メーカーから代車を出すというわけにはいかないわけですね。

そういった意味では、トラブルが無いものを選ぶことに越したことはないわけですよね。

そうすると、報道にあったように、この車両が11 回のリコールを発していると、だから欠陥車だと認定 しているわけではないのですよ。

こういったことはありえることなのですよ。

そういったリスクを減らすためには、車種をばらし て問題が起きたときに対応できるという工夫も必要に なってくるのではないかという風に思うわけなのです。

消防車両の更新、おおよそ目安として、救急車で10年、その他の消防車両で20年という一定の方向性は出されています。

しかし現実的には、救急車両は、ほぼ10年で更新しておりますけども、消防車両はですね、現有台数見てみても20年以上使っているものは80台以上あるわけですよ。

非常に多くが長期間使うという風になりますと、今回購入する物品についても、これから20年以上使うということになってくるわけです。

だからこそバランスよく配置をすることが重要だろうと思っています。

消防士のみなさんは、日々訓練を行い、技術力を高めているわけですけども、これ消防車両が動かなければ住民の生命と財産を守るということが出来ないわけなのですね。

そういうことを考えたときに、やはり消防車両その ものにもきちんと視点をあてて、何かあったときに代 替できるような仕組みを作り上げていくということも、 今回、特に札幌で起きた事故などを考えると、非常に 大事だろうと思っています。

入札自体には、条件付だとか、総合評価だとか、多様な入札の方法があるわけですから、リスクを減らす、あるいはカバーできる体制を構築できる方法を私はもう少し研究、検討すべきではないかと思っておりますが、再度、その辺の認識も確認させていただきたいと思います。

○ 小森 唯永 議長 小田原秀幸消防局長。

○ 小田原秀幸 消防局長

物品購入に関しましては、先ほど次長の方からもお答えしましたけれど、自賄いの部分におきまして、各市町村のやり方でお願いしているという状況が1つございます。

統一すべきものがあるのか、無いのか、それも含めまして、今後、各町村から意見も聞きながら検討してまいりたいという風に考えております。

それから車両についてですけれども、いろいろなメーカーの車種を入れるべきだと、偏るべきではないというお話がございました。

我々、物品購入、消防車、救急車を買うにあたってですね、勿論、リコールも頻繁に繰り返すようなところがあれば、排除する対象になるのかなと思いますけども、現在のリコール後の対応も迅速に対応していただいておりますし、再発防止も図られているということですから、今、特に日本の大手の自動車メーカーの車を排除する理由というのは、なかなか見つからないわけでございます。

それから、車につきましても日々進化しております ので、なかなかそういう入札時において、車種等を方 向性をもってやるというのは、なかなか難しい部分も ありますけれども、議員言われた点も理解できるわけ でございますので、今後検討して参りたいと思います。 以上でございます。 ○ 小森 唯永 議長 ほかに、

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終わります。 これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。

これから、議案第23号から議案第27号までの5 件について一括して採決を行います。

おはかりいたします。

議案第23号ほか4件については、いずれも原案の とおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第23号ほか4件 は、いずれも原案のとおり可決されました。

○ 小森 唯永 議長 日程第7

議案第28号、北海道市町村総合事務組合規約の変 更についてほか2件を一括して議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

○ 米沢 則寿 組合長 議案第28号から議案第30号までの各案件につきまして、一括してご説明いたします。

これらの案件につきましては、当組合が構成団体となっております北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村職員退職手当組合において、構成団体の脱退などに伴い、規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたしま

○ 小森 唯永 議長 これから、一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、質疑を終わります。 これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 別になければ、討論を終わります。

これから、議案第28号から議案第30号までの3 件について一括して採決を行います。

おはかりいたします。

議案第28号ほか2件については、いずれも原案の とおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 小森 唯永 議長 ご異議なしと認めますので、議案第28号ほか2件 は、いずれも原案のとおり可決されました。

○ 小森 唯永 議長 以上で、本日の日程は、全部終わりました。 これをもちまして、平成28年第2回とかち広域消 防事務組合議会臨時会を閉会いたします。

——— 午後2時43分閉会 **———**

本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

 議
 長
 小森
 唯永

 議
 員
 杉山
 幸昭

 議
 員
 西山
 輝和